

寒川町告示第 116 号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年寒川町条例第 18 号）第 4 条の規定に基づき指定管理者の指定をしたので、同条例第 11 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 15 日

寒川町長 木村 俊雄

1. 指定をした日

令和 7 年 12 月 15 日

2. 管理を行わせる公の施設の名称

寒川町ふれあいセンター

3. 指定を受けた法人等の名称及び事務所の所在地

名 称：公益社団法人寒川町シルバー人材センター

代表者：理事長 菊地 彰良

所在地：神奈川県高座郡寒川町小動 982 番地 2

4. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで